

山形市市民活動支援センターの指定管理者の決定について

山形市市民活動支援センター条例第11条の規定により、その管理を行わせる指定管理者について次のとおり決定いたしました。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者に指定する団体の名称	指定の期間
山形市市民活動支援センター	特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル	平成20年4月1日から 平成30年3月31日まで

なお、指定管理者の指定については、次のとおりの過程を経て決定しております。

1 指定管理者候補者の公募

募集期間 平成19年11月21日(水)～12月28日(金)

2 現地説明会

開催日 平成19年12月9日(日) 参加 4団体

3 申請団体

2団体 内訳)・特定非営利活動法人 山形の公益活動を応援する会・アミル
・特定非営利活動法人 A団体

4 指定管理者候補者審査委員会会議

開催日 平成20年1月28日(月)

審査員構成

山形市指定管理者候補者審査委員会設置要綱に基づく委員及び学識経験者
5名(市職員3名,弁護士1名,公認会計士1名)

審査基準

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第3条の規定にある、施設の平等利用の確保、施設設置目的の効果的・効率的達成の可能性、施設管理を安定的に行う能力について十分であること、という審査基準に基づき審査を行った。

5 審査結果

審査基準	審査項目 (各10点満点×5人)	審査ポイント	山形の公益活動を 応援する 会・アミル	A団体	満点
(1) 平等利用の確保 (手続条例第3条第2項第1号)	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の市民の利便性について配慮しているか。 事業内容に偏りがいないか。 	4.2点	3.6点	50点
(2) 施設の設置目的の効	施設の設置目的と管理に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 市が示す管理運営方針(設置目的)と申請者が提案する運営に関する実施方 	4.0点	3.4点	50点

果的・効率的達成 (手続条例第3条第2項第2号)	(管理運営方針)	<ul style="list-style-type: none"> 針が合致しているか。 申請者の経営モラルは適切か。 			
	施設の管理運営経費の内容	<ul style="list-style-type: none"> 市が示す経費の上限額(債務負担設定額)を下回っているか。 各申請者の経費見積額の比較 経費縮減への取組みは十分か。 	42点	28点	50点
	収支計画の最適性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 収支計画について実現可能なものか。 	34点	32点	50点
	利用者の増加を図るための手法と期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 利用拡大のための取組みプランは十分か。 地域、関係機関、NPO等との連携はあるか。 広報計画の内容は適切か。 	40点	34点	50点
	サービス向上を図るための具体的手法と期待される効果(その1)	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上のための取組み内容は適切か。 募集要項・仕様書で示した内容への提案は適切か。 自主事業の企画は、市が意図しているものと合致しているか。 施設の機能や設備を十分に活用しているか。 市が求める管理の基準に合致しているか。 	40点	36点	50点
	サービス向上を図るための具体的手法と期待される効果(その2)	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開、個人情報保護への取組みは十分か。 施設の安全管理、利用者の安全管理への取組みは十分か。 	36点	36点	50点
	施設の維持管理の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理は適切かつ効率的に計画されているか。 	34点	36点	50点
(3) 施設管理を安定的に行う能力 (手続条例第3条第2項第3号)	安定的な運営が可能となる人的能力	<ul style="list-style-type: none"> 人員体制は十分か。 必要な知識を有する人材は確保されているか。 人員の採用、確保については適切か。 人員の育成、研修体制は十分か。 	42点	32点	50点
	安定的な運営が可能となる経営的基盤	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の財務状況は健全であるか。 申請者の実績は十分か。 出資者等の支援体制は十分か。 	32点	34点	50点
(4) 施設の性質又は目的に応じたその他必要な基準 (手続条例第3条第2項第4号)	中間支援のノウハウと過去の業務遂行実績	<ul style="list-style-type: none"> 運営に必要なNPOの知識や経験を有する者は常時配置されているか。 管理責任者に適切な人材が確保されているか。 中間支援事業の実績とノウハウを有しているか。 類似施設や関連業務の管理運営実績はあるか。 	42点	40点	50点
	市内の市民活動団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 市内の市民活動団体との連携体制は十分か。 市内の市民活動団体との連携実績は十分か。 	34点	38点	50点
	高層ビルの緊急時対応	<ul style="list-style-type: none"> 高層ビルでの事故の防止策をはじめ危機管理体制は十分か。 	32点	30点	50点
	多目的コーナーの利用方法の提案について	<ul style="list-style-type: none"> 提案の内容は、サービスの向上に効果的かつ実現可能なものか。 	34点	32点	50点
	その他、サービス向上のための提案について	<ul style="list-style-type: none"> 提案の内容は、サービスの向上に効果的かつ実現可能なものか。 	34点	32点	50点

合 計	5 5 8 点	5 1 0 点	750 点
-----	---------	---------	----------

750点満点中，特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルが558点，一方のA団体は510点で，特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルが指定管理者候補者として選定された。特定非営利活動法人山形の公益活動を応援する会・アミルは，特に，施設の管理運営経費の内容が明確であり，サービス向上を図るための手法と期待される効果が具体的であると評価され，指定管理者候補者として適当であるという結果となった。

6 指定

市長決裁を得た後，市議会3月定例会において指定の議決を経て平成20年3月18日に指定管理者として指定した。

<施設を利用する上でのお知らせ>

施設管理を指定管理者が行うことに伴って，平成20年4月1日から，次のような事項について変更がありますので，ご了承くださいますようお願いいたします。

- 1 市民活動支援センターの使用の許可及び利用登録証は山形市長から山形市市民活動支援センター指定管理者に変わります。